注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば宮古島市役所又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十二年十月二十九日

法務大臣　柳田　稔

沖縄県宮古郡伊良部村字仲地百五十一番地の一　仲原　勝助

○法務省告示第五百五十三号

高知県四万十市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十二年十一月二十九日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、四万十市役所又は高知地方法務局四万十支局に照会すること。

平成二十二年十月二十九日

法務大臣　柳田　稔

高知県幡多郡後川村大字若藤十一番屋敷　武井熊次郎

○財務省告示第三百四十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十二年度の初日から平成二十二年九月三十日までの輸入数量を次のように告示する。

平成二十二年十月二十九日

財務大臣　野田　佳彦

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十二年度の初日から平成二十二年九月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	○トン
三	一・八六トン
四	一二、七四四トン
五	六二四トン
六	六トン
七	九・一三トン
八	○・八一トン
九	一九、七九二トン
一〇	二、六三四トン
一一	二、六一四トン
一二	三六、五四七トン
一三	二、八一三、七六七トン
一四	七〇四、〇二四トン
一四の二	三六九、八五八トン
一五	一、一七八トン
一六	一〇、一六八トン
一七	四九、一九二トン
一八	九、一三六トン
一九	五九八トン
二〇	一六二トン
二一	一四、七八八トン
二二	四二〇トン
二三	二、二〇四トン
二四	一一トン
二五	○トン
二六	一、九一五トン
二七	四、一九〇トン
二八	二トン
二九	三五二トン

○財務省告示第三百四十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十二年度の初日から平成二十二年九月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十二年十月二十九日

財務大臣　野田　佳彦

平成二十二年度の初日から平成二十二年九月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十一万二千四百七十一トン

二　冷凍牛肉　十四万九千九百八十二トン

○国税庁告示第三十一号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月二十九日

国税庁長官　川北　力

別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人いもむし	千葉県柏市箕輪三五八番地一	吉田登美子	平成二十二年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで
特定非営利活動法人エキスパートチャリティアソシエーション	東京都中央区日本橋富沢町十番十号	藤本　慶光	平成二十二年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで
特定非営利活動法人女子教育奨励会	東京都渋谷区広尾三丁目七番一六号	木全　ミツ	平成二十二年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで
特定非営利活動法人瀬戸内オリーブ基金	香川県小豆郡土庄町豊島家浦三八三七番地四	岩城　裕	平成二十二年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで
特定非営利活動法人ＤＮＡ鑑定学会	神奈川県横浜市神奈川区金港町五番地三二ベイフロント横浜	五條堀　孝	平成二十二年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで
特定非営利活動法人名古屋青少年活動支援ネット	愛知県名古屋市名東区大針三丁目三六番地	犬飼　亨	平成二十二年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで
特定非営利活動法人ロースクール奨学金広島	広島県広島市中区上八丁堀二番六六号	増田　義憲	平成二十二年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

○財務省告示第三百五十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十二年度の初日から平成二十二年九月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十二年十月二十九日

財務大臣　野田　佳彦

平成二十二年度の初日から平成二十二年九月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　三十七万六千五百七十七トン

二　生きている豚及び豚肉等　三十七万六千五百八十六トン